

【本日の目次】

1. 新着情報

- ◆YouTube チャンネル「東証 IR ムービー・スクエア」新着動画紹介

2. 市場トピックス

- ◆新規上場のお知らせ
- ◆上場廃止のお知らせ

3. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

4. セミナー情報

- ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

5. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記
目次 5. コラムを抜粋しております。
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 134

平成 26 年度における開示規制違反に関する
課徴金納付命令勧告の状況について

証券取引等監視委員会事務局 開示検査課長 小出 啓次

証券監視委は、有価証券報告書をはじめとする各種開示書類の提出者等に対して開示検査を実施しており、重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令等を

行うよう勧告を行っています。

今回は、平成 26 年度における開示規制違反に関する課徴金納付命令勧告の状況を、速報として紹介します。

1. 課徴金納付命令勧告の件数及び金額

平成 17 年 4 月に課徴金制度が開始されて以降、開示規制違反について平成 27 年 3 月末までに 88 件の課徴金納付命令勧告を行っており、課徴金額（以下、勧告ベース）の合計は 81 億 4,939 万 9,979 円となっています。そのうち、平成 26 年度における課徴金納付命令勧告の件数は 8 件で、課徴金額は 6 億 464 万円となっています。

2. 違反行為者の市場別分類

平成 26 年度に課徴金納付命令勧告を行った 8 件（うち 1 件は個人に対する勧告）のうち、6 件が東証ジャスダックなどの新興市場の上場会社となっています。これらの上場会社では、事業拡大を優先したことや経営者のコンプライアンス意識の欠如等に起因して、不適正な会計処理が行われました。

3. 違反行為者の業種別分類

業種別の分類でみると、平成 26 年度においては、情報・通信業（2 件）、不動産業（2 件）、サービス業（1 件）、卸売業（1 件）、電気機器（1 件）となっています。

4. 違反行為者の科目別分類

平成 26 年度においては、売上高で 4 件、資産の科目で 2 件、特別損失及び純資産の科目でそれぞれ 1 件となっています。

最も件数の多かった売上高では、実体を伴っていない売買契約を締結すること等によって、売上高を過大計上するなどの事案がありました。

また、上記の分類とは別に、有価証券報告書等の記述部分において虚偽の記載がなされていた事案（具体的には、大量保有者の所有株式数及び所有割合が過少に記載されていた。）もありました。

5. 個別事例の紹介

平成 26 年度に課徴金納付命令勧告を行った個別事例のうち主なものを紹介します。

- ・ 実際には商品の出荷・納品の事実がないにもかかわらず、売買取引の実体を伴っていない物品販売契約を締結し、これに基づく売掛金について、代表取締役が借り入れた資金の送金等を利用してその回収が行われたものと偽装することにより、架空の売上を計上した。
- ・ 売上高に関する東証マザーズの上場廃止基準（年間売上高 1 億円未満）に抵触するのを回避するため、ソフトウェアの販売に当たり、協力先と

実体のない販売代理契約を締結して仲介手数料名目の代金を支払うことにより、その代金を協力先から販売先に還流させるとともに、当該仲介手数料に相当する金額を含めたソフトウェアの販売代金を計上することにより、売上を過大に計上した。

- ・ 売買取引を装うなどして、実質破綻状態にあった代表取締役が資金を流出させていたにもかかわらず、その流出資金について貸倒引当金繰入額を計上しなかった上、知人が代表取締役を務める会社等に対する貸付金について適切な貸倒引当金繰入額の計上等をしなかった。

上記の事例は、いずれも経営者自らが不適正な会計処理を主導したケースであり、最近では、こうした事例が散見されます。このような不正が行われる原因や背景として、第三者委員会の報告書等では、コンプライアンス意識の欠如や取締役会・監査役会等の機能不全等について指摘されているところです。

したがって、上場会社の皆様におかれては、より一層のコンプライアンス意識の醸成やガバナンス体制の強化等により、適正なディスクロージャーの確保に努めていただくことが重要と考えます。

証券監視委としては、開示検査等を通じて正確な企業情報の迅速かつ公平な市場への提供の実現等を図ることにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護するため、今後とも、適切に対応してまいります。

※文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>